

令和3年10月7日 公告

「令和3年度 北野今市線道路設計業務委託」

- ・特記仕様書の一部表記を訂正しましたので、下記表をご確認ください。

訂正箇所	訂正前	訂正後
<p>【特記仕様書】 特記仕様書（1） 5. 業務内容</p>	<p>5. 業務内容</p> <p>(1) 本市監督職員が指示する次の路線の区間において道路詳細設計に関する工事設計図書を作成すること。</p> <p>・北野今市線（大阪市北区豊崎3丁目～天神橋6丁目）</p> <p>道路詳細設計（B） L=1000m（予備設計成果なし） 平面交差点詳細設計 N=1箇所（予備設計成果なし）</p> <p>(2) 設計平面図については、本市より貸与する平面図を基に現地調査を行い、現状と異なる部分、不足している部分を訂正・補足し、作成すること。</p> <p>(3) 歩道設計にあたっては、舗装・排水・植栽・車止め・横断防止柵・駐輪場・小構築物等の材料、形状及び配置計画等を詳細に検討すること。なお、その決定については、監督職員の指示に従うこと。</p> <p>(4) 歩道設計にあたっては、近接街区の状況を考慮し、舗装の敷設形態等について計画案を提示すること。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」等の規定や関係条例、「視覚障がい者誘導用ブロック敷設基準・同解説（令和2年5月改訂：大阪建設局）」等を考慮して、縦横断計画案・視覚障がい者誘導用ブロック敷設計画案を提示すること。その決定は監督職員の指示に従うこと。</p> <p>(5) 本業務期間中に、本業務にて作成する図面等を使用し交通管理者等の各関係機関との協議を行うため、契約締結後、速やかに業務着手できる体制を整えておくこと。</p>	<p>5. 業務内容</p> <p>(1) 本市監督職員が指示する次の路線の区間において道路詳細設計に関する工事設計図書を作成すること。</p> <p>・北野今市線（大阪市北区豊崎3丁目～天神橋6丁目）</p> <p>道路詳細設計（B） L=1000m（予備設計成果なし） 平面交差点詳細設計 N=1箇所（予備設計成果なし）</p> <p>(2) 設計平面図については、本市より貸与する平面図を基に現地調査を行い、現状と異なる部分、不足している部分を訂正・補足し、作成すること。</p> <p>(3) 本業務期間中に、本業務にて作成する図面等を使用し交通管理者等の各関係機関との協議を行うため、契約締結後、速やかに業務着手できる体制を整えておくこと。</p>